

福岡県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 学校法人の寄附行為を認可する場合 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の認可については、次の基準により審査する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 役員等について</p> <p>ア 理事及び監事は、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。</p> <p>イ 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</p> <p>ウ 理事長は、<u>学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができる</u>と認められる者であり、かつ、他の学校の理事長を2以上兼ねていない者であること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>エ</u> 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていないこと。</p> <p><u>オ</u> 学校法人の事務局長その他幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。</p> <p><u>カ</u> 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていないこと。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする私立学校法<u>第152条第5項</u>の学校法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する場合 準学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、上記1から3までに準じて審査を行う。</p>	<p>1 学校法人の寄附行為を認可する場合 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の認可については、次の基準により審査する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 役員等について</p> <p>ア 理事及び監事は、<u>学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有するものであること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。</u></p> <p>イ 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</p> <p>ウ 理事長は、他の学校の理事長を2以上兼ねていない者であること。</p> <p><u>エ</u> <u>理事である評議員以外の評議員は、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。</u></p> <p><u>オ</u> 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていないこと。</p> <p><u>カ</u> 学校法人の事務局長その他幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。</p> <p><u>キ</u> 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていないこと。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする私立学校法<u>第64条第4項</u>の学校法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する場合 準学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、上記1から3までに準じて審査を行う。</p>